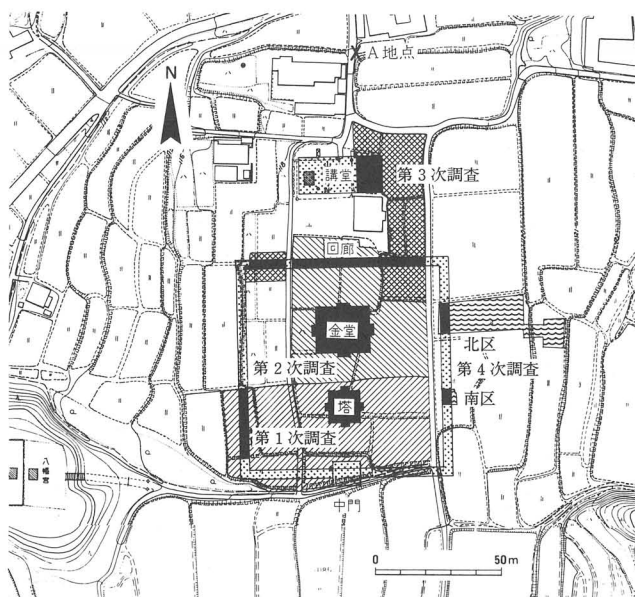


6. 山田寺第4次（東回廊跡）の調査

（昭和57年8月～昭和58年1月）

山田寺跡については、昭和51年以来3次にわたる発掘調査を行ない多くの成果をあげてきたが、一方ではそれらの調査地が、特別史跡指定地内の公有地に限定されていたために解決し得ない問題点も残されている（概報7・9・10）。そこで、第4次調査では、残された問題点の一つでもある回廊の東西規模と、寺域の東限とを明らかにすることを目的として、金堂のほぼ東の北区（東西50m、南北6～12m）と、塔の東の南区（東西6m、南北7m）とを設定して実施した。調査の結果、東回廊の遺構に加えて、回廊建物そのものを検出するとともに、寺域東限を明らかにする手懸りを得た。以下その概略について報告する。

東回廊の遺構 東回廊の位置についてはこれまでの調査成果によって、金堂や塔の東を南北に延びる市道のすぐ東と推定されていたが、今調査では従来推定位置に東回廊を北区で3間分、南区で1.5間分検出した。東回廊は土間床の単廊で、第2・3次調査で検出した北回廊の成果に照らすと、今回検出した部分は東回廊の北端からかぞえて各々6・7・8間目と15・16間目にあたる。



第14図 山田寺調査位置図（1：3000）

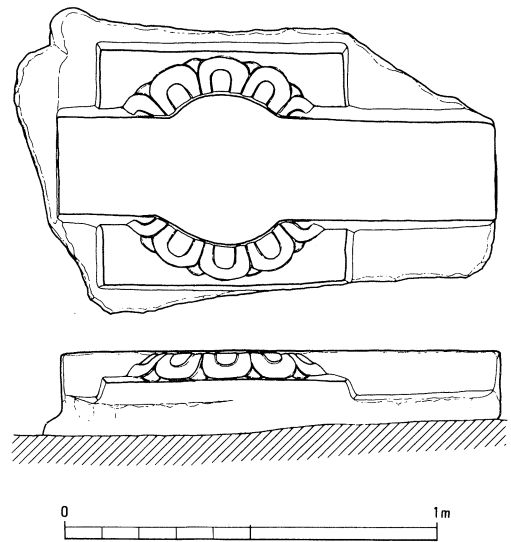
北区では、調査区西端の地表下1.3mで回廊基壇面を検出した。回廊上の基本的な層序は耕土（厚さ15cm）、床土（30cm）、黄褐色砂質土（30cm）、暗褐色砂質土（35cm）、砂混り暗青灰色粘質土（20cm）、基壇土となる。基壇を覆う砂混り暗青灰色粘質土層と暗褐色砂質土層の下半部には、柱・頭貫・卷斗などの建築部材とともに、多量の瓦が一部ずり落ちた状態を示しな

がら部厚く堆積していた（写真4）。

この瓦堆積をとりあげた基壇上には花崗岩の礎石が6個、東側基壇縁には花崗岩自然石を立て並べた縁石が、それぞれ原位置を保って遺存していた。礎石位置から復原される柱間は梁行が3.78mで、桁行3間も同じく3.78m等間となる。その基準尺については、1尺を30cmとみなすと柱間は12.6尺、同じく36cmとみなすと10.5尺の数値が得られる。後者の方が整数性に富み、また法隆寺西院回廊柱間が高麗尺の10.5尺である

ことから、回廊の基準尺は高麗尺であると考えられる。基壇縁は東側のみを検出するにとどまったが、東側柱心から東基壇縁までは1.3mあるので、先述した梁行柱間を考慮すると、基壇幅は約6.4mに復原できる。また、基壇高は礎石上面までで約60cmである。礎石のうち西側柱列の礎石は方座の上に単弁12弁の蓮華文を側面に半肉彫りし、上面に圏線を巡らした蓮華座を造り出している（表紙カット）。いっぽう、東側柱列の礎石では、蓮華座の両端に地覆座を造り出しているために、蓮華文と圏線は周回せず半円状のまま地覆座の方向へおさめている（第15図）。数値上は若干のばらつきが認められるが、方座の上辺は約65cm、蓮華座上面径は42cm、高さは7cmである。金堂にも同様の蓮華座礎石が使用されているが、金堂礎石の方座は一辺1mあるので、回廊礎石はそれを小型化したものと言えよう。また、東側柱列の礎石のみに地覆座を造り出しており、その6間目には礎石間に榛原石の切石からなる幅25cmの地覆石が6個据えられ、その上に腰壁を受ける地覆が遺存していたことから、回廊の内側（西側）は開放され、外側（東側）は南区で明らかにしたように連子窓等の柱間装置を伴っていたことがわかる。なお、東側柱列7・8間目の地覆石は抜き取られ、8間目では地覆のみが2.5mほど遺存していた。

東回廊の建物 回廊建物は南区で検出した。南区は北区で明らかになった回廊の柱間を確定する目的で補助的に設けた小調査区であったが、地表下1.5～1.7mの



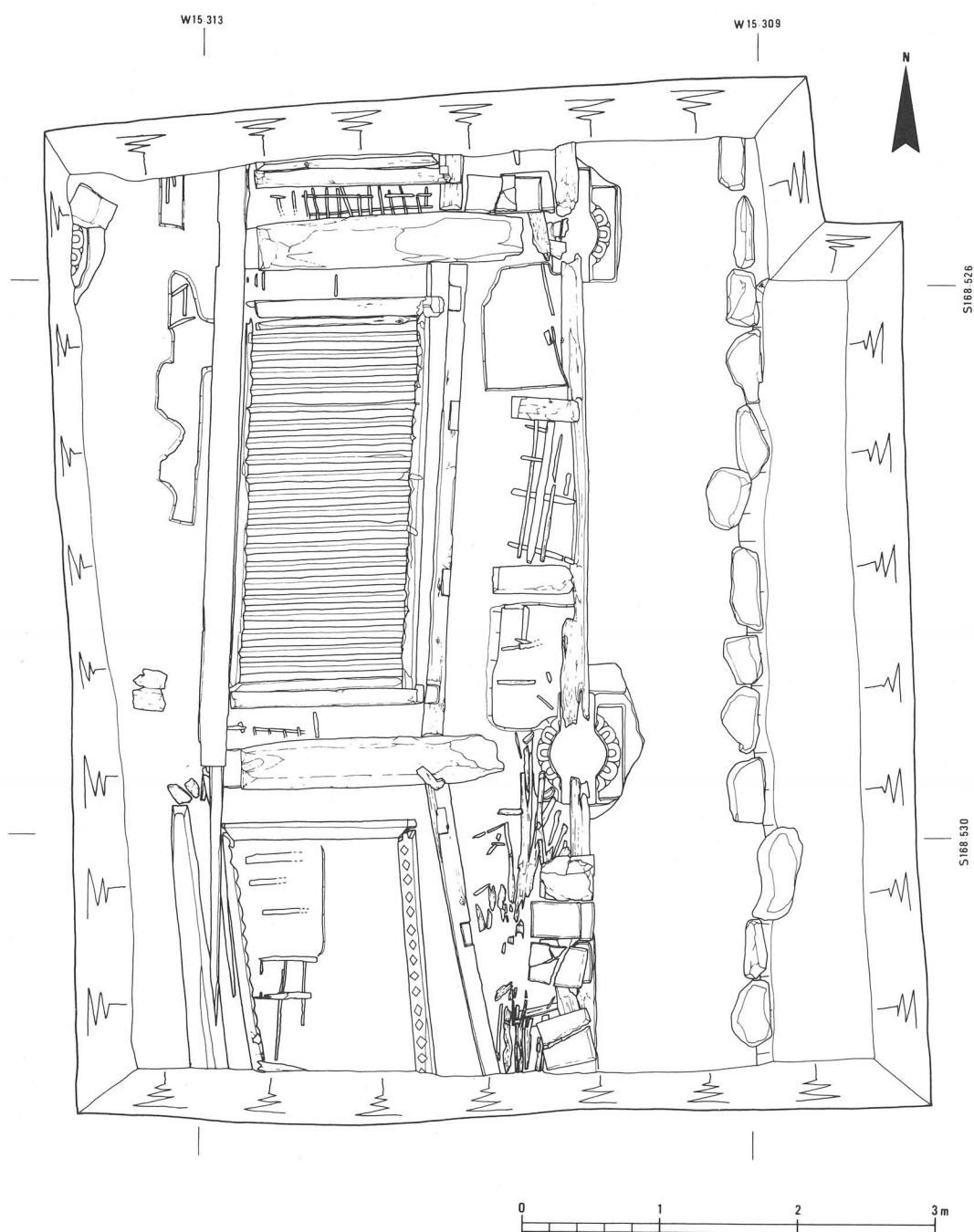
第15図 東回廊東側柱列礎石

基壇上に回廊建物の東側柱列が横たわっていることが判明した（写真5，第16図）。

南区の基本的な層序は，耕土（厚さ15cm），床土（20cm），砂質土と粘質土の互層からなる褐色土（80cm），同じく暗青灰色土（35cm），暗灰褐色粘質土（30cm），基壇面となり，建物部材は暗灰褐色粘質土に覆われていた。暗灰褐色粘質土層は単一層ではなく，流水の形跡を示す砂層が部分的に認められる。また，調査時においても部材周辺には絶えず湧水がみられ，部材はそうした好条件に恵まれてほとんど腐蝕せずに遺存していたものと思われる。

北区では基壇上に多量の瓦が堆積していたが，南区にも北区よりやや少ないものの建物部材の直上や暗灰褐色粘質土中に瓦が堆積しており，16間目東端など軒平瓦や平瓦が葺かれた状態のまま地覆上に落下している部分もある。礎石と東側基壇縁石は原位置を保っており，柱間は北区と同様に10.5尺（3.78m）であり，未調査部分も含めて東回廊の柱間は10.5尺等間となる。建物部材のうち地覆は礎石間の原位置にあり，それより上部の部材も若干の乱れをみせながらも，ほぼ互いに組まれた状態のまま出土しているので，建物倒壊時にはそれほどの衝撃はなかったものと推定される。また，北区では礎石間に地覆石が据えられていたが，南区では地覆石を使用せずに，瓦を含む粘質土をつき固めた上に直接地覆を設置している。

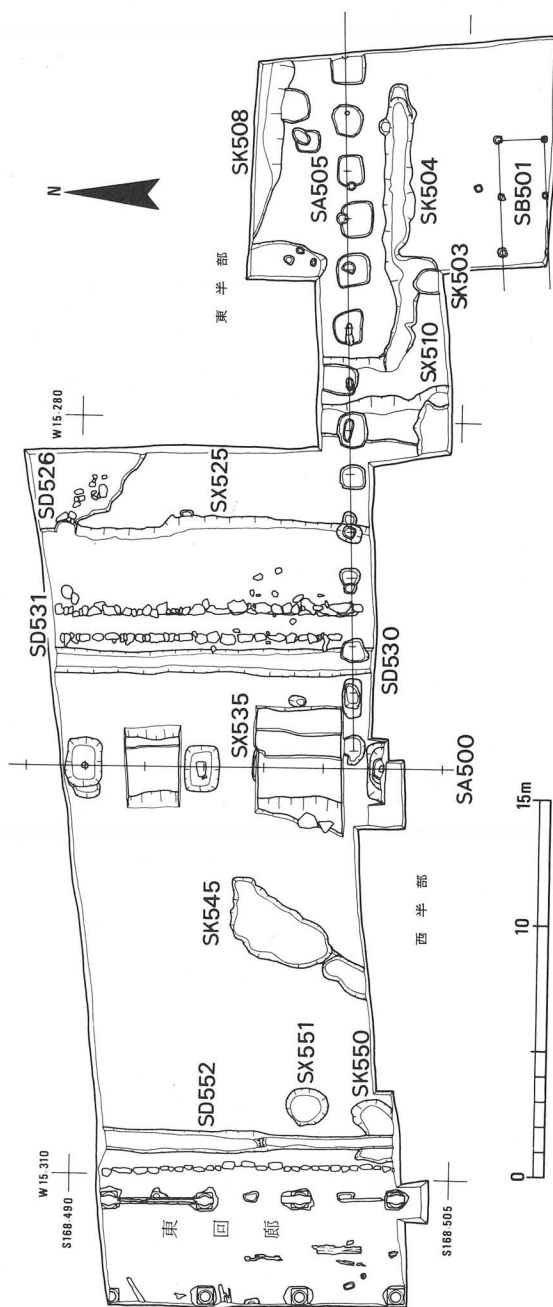
検出した部材には，地覆，柱，腰壁束，腰長押，連子窓，頭貫，卷斗などがあり，ほかに，白土で上塗りされた腰壁，小脇壁，斗栱間小壁などの壁の部分がある。部材の樹種は2本の柱が楠であるほかはほとんどが桧である。検出時の上面では部材の彩色をほとんど確認できなかったが，基壇面に密着していた下面には柱，方立，卷斗などに赤色顔料が鮮かに残っていた。15間目に残された連子窓は窓枠，方立と20本の連子子によって構成されているが，16間目については連子子はなく，その部分で白土や壁木舞を検出した。しかし，窓枠には連子子をはめるための大入穴が彫られていることから，16間目はもともと連子窓であったものが，後に土壁に改作されたものであることが判明した。柱2本には若干のエンタシスが認められ，頭貫や腰長押は2間以上の長さをもつ。腰壁束は柱間を三等分するように配されており，そのうちの1本には，最大0.4cmにわたる風蝕差を確認できた。また，頭貫より上部の部材としては卷斗があるのみで，卷斗以外の組物材，垂木などの構架材，屋根



第16図 南区東回廊建物検出状況実測図（1：50）

材は出土していない。これらの部材は、西側柱列の部材を含めて調査区に西接する市道下に遺存していることが予想される。なお、先述の頭貫や腰長押などのように2間以上にわたる部材については調査区外につづくため今回の調査ではとりあげていない。したがって南区の基壇面の調査は完全には終了していない。

基壇 北区で確認したところでは、回廊基壇の築成にあたっては、花崗岩風化土の地山をある程度整地した後に、版築工法でもって基壇を完成している。礎石は基壇築成の途中に、地山に達する深さの据え付け穴を掘って据えられている。底に根固め石は用いていない。また、東側柱列の礎石間すべてと、西側柱列7間目には、基壇上面から掘込まれた柱掘形が認められた。掘形は、長辺75cm、短辺45cm、深さは60cm前後の規模である。東側柱列6間目の掘形は地覆石を据える際には埋め戻されていることからすると足場穴とも考えられるが、その場合は、足場が柱筋にあたることになり疑問が残る。なお、同様の柱掘形は北回廊の北側柱列礎石間でも検出されている。このほかに、6間目には、基壇旧床面から礎石上面までの厚さ7cmにわたって再度版築した部分が認められた。この版築土には平安時代初頭の土器が含まれており、明らかに本来の基壇とは異なるものであ



第17図 北区調査遺構配置図(1:300)

る。何らかの目的で回廊の一間分が改修・使用されていたものであろう。

その他の遺構 北区の回廊より東の調査区では7世紀から中世に至る時期の遺構を検出した。北区は地形的にみると、回廊を検出した西側の水田（西半部）と東方の一段高くなった水田（東半部）にわかれる。西半部の基本的な層序は耕土（厚さ20cm）、床土（30～40cm）、褐色砂質土（40～50cm）、灰褐色粘質土（20cm）、暗青灰色粘質土（20cm）、暗褐色有機土（10～20cm）、淡青灰色粘質土（5～10cm）、地山となり、地山は花崗岩風化土である。また、地山直上の淡青灰色粘質土の下半部には、削りくずを含む小木片が包含されている部分もある。東半部での層序は耕土（15cm）、床土（15cm）、黄褐色粘質土（15cm）、地山となるが、地山である花崗岩風化土は西へ傾斜しているために、南壁西寄り付近には地山の上に瓦や花崗岩風化土の混った厚さ60cmの黄灰褐色粘質土の整地層がみられる。

7世紀代の遺構には創建時の整地に伴う遺構としてS X 510・525、整地後の遺構として南北方向の掘立柱塀S A 500、同じく素掘溝S D 530、石組溝S D 531、土壇S K 503・545・550がある。

創建時の整地は、回廊から南北溝S D 530の間は若干東へ傾斜させながら行なっている。いっぽう、S D 530の西肩から東半部東端までは高低差が3.5mもあるため、この間は東西幅2～3mの水平面を削り出し、その西側をほぼ垂直に掘り下げる雛壇状の整地（S X 510・525）を行なって、傾斜を緩和する配慮をしている。このような整地の過程で、整地前の自然流路S X 526は埋戻されている。

南北塀S A 500は回廊東側柱列心から東へ17.1mの位置にあり、5間分を検出した。柱掘形の平面形は東西1.8m、南北1.4m前後の規模の長方形を呈し、深さは1.7m前後である。柱は抜き取られているが、いずれにも掘形底面からやや浮いた位置に礎板がわりの扁平な自然石を据えており、それによって柱間を2.38m等間に復原できる。S A 500はその位置からみて寺域の東部を仕切る施設の一つであろう。

南北塀S A 500の東4.2mにある素掘溝S D 530は幅1m、深さ0.6mで、南流している。堆積土は3層に大別でき、7世紀中頃から後半にかけての土器と瓦が少量出土した。

石組溝S D 531はS D 530の東半に重複し、同じく南流している。東側壁には、

2～3段に石を積み重ね、西側壁は1段のみ石を据えている。したがって、両側壁とも旧地表面の高さと一致しているものの、東側が0.6 m程高くなっている。東側壁部分には、先述したSX 525のような整地時の掘り込み面があった可能性が強い。堆積土からは7世紀中頃から8世紀前半に至る土器が出土した。石組溝SD 531の西側石は素掘溝SD 530の堆積土を掘り込んで据えられており、素掘溝より後に構築されたものである。また両溝を覆う堆積土からは8世紀中頃から後半にかけての土器が出土していることから、まずSD 530が7世紀中頃に開削され、その後、7世紀後半にSD 531につけ替えられ、8世紀中頃にはSD 531も埋没したものと考えられる。両溝とも旧地表の傾斜変換部に沿って掘られていることから、基幹排水路としての機能を有していたものとみることができよう。

東半部にある土壌SK 503は、不整形な平面形を呈し、埋土からは飛鳥Ⅳ段階の土器が出土した。回廊と塀SA 500の中間にある土壌SK 545は、平面形は不整形を呈し、底面は凹凸が著しい。埋土からは木片や瓦小片が出土した。この地区の地山岩盤には南西から北東に走る不整合面が認められ、土壌の掘られた部分には乳白色の粘土が帯状に斜走しているので、土壌SK 545はそれら白色粘土の採掘壕であった可能性が強い。土壌SK 550は回廊基壇縁近くにあり、大半は調査区外に広がっている。土壌SK 545と同様の性格と推定される。

8世紀代の遺構には、掘立柱塀SA 505、土壌SK 504、瓦敷SX 551がある。東西塀SA 505は、南北塀SA 500のすぐ東から始まり、調査区東端までで13間分（総長27.3 m）を検出した。東端と東から2番目の柱穴には柱根が残るが、他はすべて抜き取られている。柱間は西から3間目が2.7 mであるほかは、1.8～2.3 mである。西から3番目の柱掘形は、石組溝SD 531の西側石を壊して掘られており、SA 505はSD 531より新しいものである。東西塀SA 505を西へ延長すると、金堂心とはほぼ一致する位置にあり、東西塀SA 505は寺域の東半部を南北に二分する施設と推定される。

土壌SK 504は東半部の東西塀SA 505の南にある溝状を呈する土壌である。長さは11 m、幅は1.2 m、深さは0.45 mあり、埋土からは多量の瓦とともに奈良時代の土器が出土した。回廊の東にある瓦敷SX 551は、直径1.6 mの範囲に奈良時代

の土器を混えながら瓦が敷かれている。

平安時代の遺構には掘立柱建物 S B 501, 土塋 S K 508, 瓦敷 S X 535, 南北溝 S D 552 がある。建物 S B 501 は東半部にある梁行 1 間, 桁行 2 間以上の東西棟で, 柱掘形からは平安時代前半期の黒色土器, 土師器が出土した。土塋 S K 508 は東半部北壁近くにあるが, その主要部は調査区外へ広がる。堆積土からは 9 世紀前半の土師器, 須恵器とともに, 三彩 (小壺蓋, 香炉), ガラス製容器片, 神功開宝などが出土した。S D 552 は回廊の東にある南北方向の素掘溝で, 幅は 0.8 m, 深さは 0.2 m ある。堆積土からは 9 ~ 10 世紀にかけての土器が出土した。

瓦敷 S X 535 は南北塀 S A 500 と東西塀 S A 505 の西端掘形を覆っている。瓦は間層を含みながら少なくとも 3 ~ 4 層にわたって敷かれ, 結果的には基底部幅約 5 m, 高さ 0.5 m の土塁状の高まりとなっている。築地とも考えられるが, 寄柱や堰板の痕跡が認められないことから, ここでは瓦敷としておく。堆積土には奈良・平安時代の土器が含まれ, 最上面からは 11 世紀前半の瓦器が出土した。なお, このほかに東半部では中世以降に掘られた小溝を検出している。

出土遺物 押出仏, 木簡, 土器 (土師器, 須恵器, 黒色土器, 瓦器), 施釉陶器 (三彩, 緑釉, 灰釉), 金属製品 (飾金具, 鉄釘など), 銭貨 (神功開宝), 木製品 (曲物, 桧扇など), 土製品 (陶硯, 土馬), ガラス製品, 動植物製遺物のほか多量の瓦が出土したが, 整理途中であり, ここでは主要なものについてふれておく。

押出仏は北区西半部の奈良時代から鎌倉時代の土器を包含する暗青灰色粘質土層から出土したもので, 大小 2 種 3 点がある (写真 6・7)。両種とも独尊の如来坐像で, 大は 1 点出土し, 縦 6.8 cm, 横 4.4 cm, 厚さ 0.25 ~ 0.32 mm で, 鍍金の痕跡が認められる。上部に 1 ケ所の釘穴があり, 長さ 1.1 cm の銅釘が残っている。小 2 点は長さ 24 cm の木片に約 3.5 cm の間隔をあけて, 上・下に打ち付けられている。木片の上端に 2 個の釘穴が残っているので, 3 段以上で構成されていたことがわかる。前述の押出仏の約 1/2 の大きさで, 縦 3.15 ~ 3.75 cm, 横 1.75 ~ 1.8 cm, 厚さは 0.2 mm である。漆地の上にわずかに金箔の痕跡を確認できる。これらの 2 種の押出仏は, ともに, 山田寺出土の十二尊連坐塀仏と同じ様式であることから, 製作年代は塔あるいは金堂建立時期まで遡るものと思われる。また, 小型であることと打ち付けら

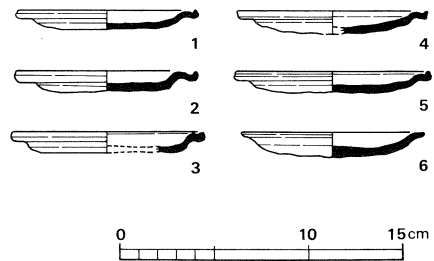
れた木片が小さいことから、厨子に使用されていたものと推定される。

木簡は3点あり、石組溝SD531と北区西半部の暗青灰色粘質土層から出土した。石組溝SD531出土のものは断片で「負厓」と判読できる。包含層出土の木簡は題籤で、縦二行に「□□寺」「経論司」と墨書されている。経論司とは、おそらく寺院の内部で経論の保管出納、経蔵の管理を行なう部門の名称であろう。頭部の幅は2.1cm、長さ4.4cm、厚さ0.7cm、軸部径は0.9cmである。

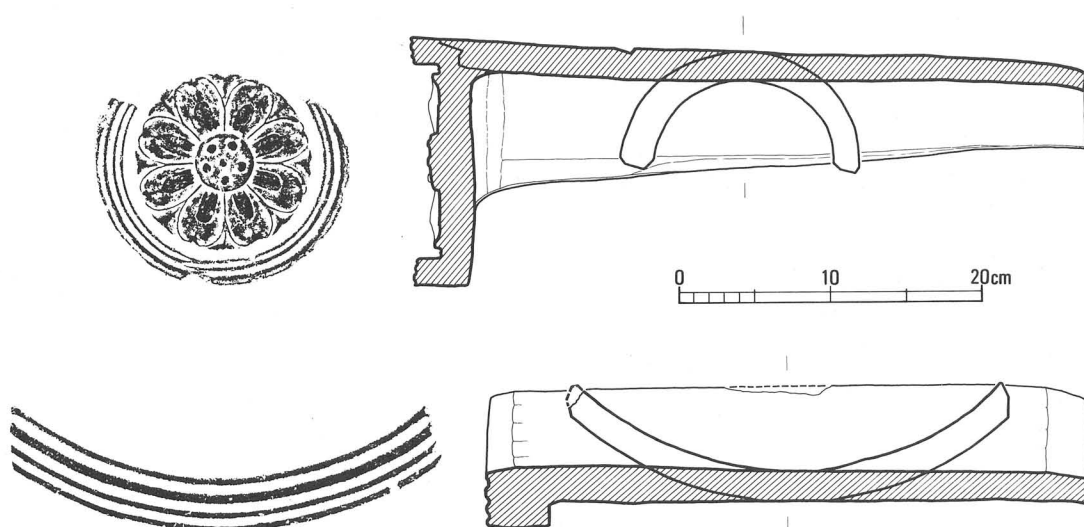
瓦は軒丸瓦、軒平瓦、垂木先瓦、蓮華文鬼板片、鷗尾片のほか、多量の丸・平瓦がある。軒瓦はほとんどが「山田寺式」軒丸瓦と重弧文軒平瓦であるが、ほかに、奈良時代後半の平城宮6314系軒丸瓦や、均整唐草文軒平瓦が少量出土している。「山田寺式」軒丸瓦については、現在6種に分類しているが、今次調査の出土点数ではD種が軒丸瓦の6割以上を占めている。このことから、回廊所用瓦はD種であると考えられる(第19図)。また、軒平瓦では凸面の顎近くに、十八、十九、廿四、廿六、卅一など番付を朱書したものが、瓦敷SX535の西側を中心に出土している。これらの番付は、瓦を葺く際、あるいは建物解体時にその場所を明示するためのものと思われる。

出土土器には7世紀から中世に至るものがあるが、ここでは、北区回廊上の瓦堆積中と、砂混り暗青灰色粘質土層とから出土したもの(第18図)をあげておく。いずれも土師器の小皿で、口縁端部を丸く巻込むもの(1~5)と、尖り気味におさめるもの(6)がある。これらの土器は10世紀後半から11世紀前半に位置づけられるものであるが、器壁の薄いもの(1)は他より先行する型式といえよう。なお、墨書土器としては「□寺」と書いた奈良時代の土師器が出土している。

動植物製遺物には馬毛とみられる糸状遺物とワラジがある。糸状遺物は長さ約25cmのものを直径1cmほどに束ねたもので、一方の基部には黒漆とみられる物質で固めた痕跡が残っている。伎楽面等の装飾に用いられたものであろうか。石組溝SD531から出土した。同じくSD531の西側石の裏込め土からはワラジが出土した。幅9cm、現存長16cm



第18図 出土土器実測図(1:4)



第19図 回廊所用軒瓦実測図（1：5）

の大きさで、鼻緒部が残っている。

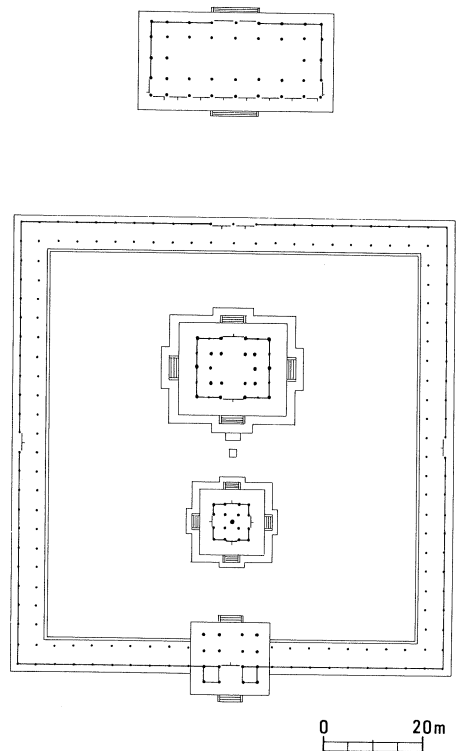
まとめ 今回の調査の主な目的は、東回廊を検出して回廊の東西規模を確定することと、寺域東限を確認することにあった。調査の結果、東回廊はほぼ推定位置で検出され、これによって回廊の東西規模が明らかになった。西回廊については明らかでないものの、2・3次調査で検出した北回廊は、伽藍中軸線上に柱位置があり、そこを基点とすると、東回廊までは11間であり、東西22間の回廊が復原できる。また、北回廊の桁行柱間は10.5尺であるが、中軸線をはさんだ各1間のみは12尺であって、その総実長は234尺（84.24 m）となる。南北規模については、中門の位置に不確定な要素があるが、東回廊の桁行柱間が10.5尺であり、中門建立時の足場穴の位置を参考にとすると、23間ないしは24間（252尺）と推定される。

回廊の建立時期については、出土遺物から確定することはできなかったが、以下にあげる諸点を根拠として、回廊は金堂建立時（『上宮聖徳法王帝説』裏書によれば643年）からほど遠からぬ時期に建立されたものと推定している。

1、回廊礎石は金堂礎石を小型化した蓮華座礎石であり、両者には型式的な共通性が認められる。これに対して、塔・講堂には蓮華座礎石は使用されていない。

2、回廊の基準尺は高麗尺と考えられる。ところで、金堂の基準尺については、原位置を保つ2個の礎石の柱間から、高麗尺と唐尺とのほぼ中間にある基準尺（1

尺 = 33.3 cm) を推定していた。しかし、回廊の基準尺が高麗尺である可能性が強まったことから、金堂の遺構を再検討した結果、金堂も高麗尺で説明できることが判明した。それによると、金堂建物の身舎部分では、正面3間のうち中央間が14尺、両脇間が5.5尺で、側面2間は8尺等間となる。底部分については、底の出が8尺あるいは8.5尺のいずれかであるので、仮に8尺にとると、正面3間のうち中央間が14尺、両脇間が13.5尺、側面2間は16尺等間となり、8.5尺にとると、正面3間は14尺等間、側面2間は16.5尺となる。これに対して、講堂については唐尺と推定される基準尺(1尺 = 29.75 cm)が得られており、塔についても現存する心礎と四天柱礎石



第20図 伽藍復原図(1 : 1500)

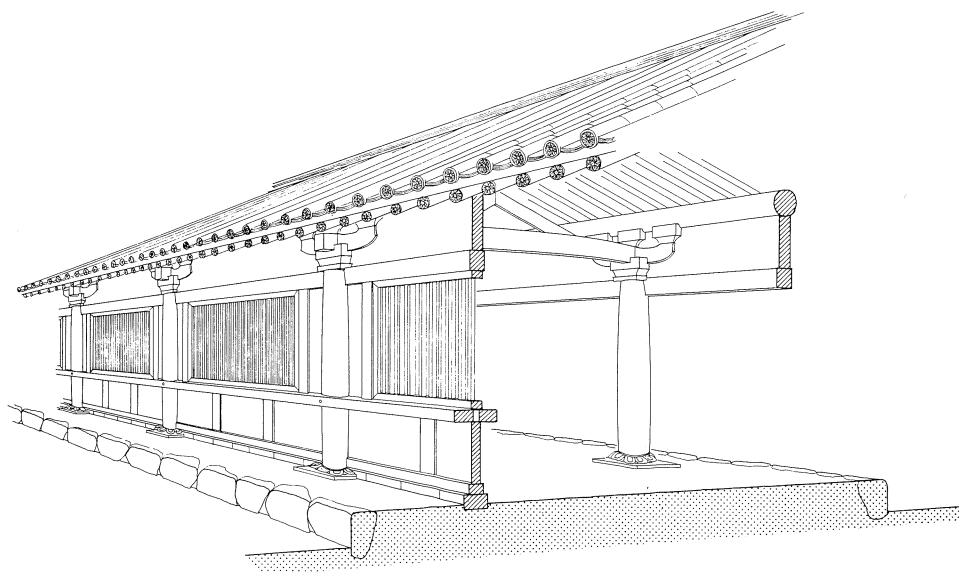
とを考慮すると講堂と同様の基準尺が得られるのである。したがって、山田寺造営の基準尺には少なくとも高麗尺と唐尺の2種があり、金堂と回廊の基準尺は共通していたものと推定される。

3, 金堂・回廊が完成しているのに対して、金堂と同じく回廊で囲まれる塔が建立されていないことに対する不自然さは残るが、『日本書紀』等にみえる飛鳥寺の建立次第によれば、金堂(仏堂)と回廊(歩廊)は塔より先に建立されたことが知られ、山田寺を特例とみなすことはできない。

今次調査ではまた、東回廊の建物そのものが倒壊して遺存することを確認した。

今回出土した建物部材は、法隆寺西院伽藍の建築以外皆無にひとしい飛鳥時代建築に新たな一例を加えたことになり、その意義は大きい。しかも、文献や発掘知見から建立年代も狭い範囲で推定することができ、同時期あるいはそれを遡る時期に建立された多くの寺院建築の様相を知る上で貴重な資料を提供することにもなった。

いま、これを直接対比できるものは法隆寺西院回廊よりないが、この両者を比較



第21図 山田寺東回廊建物復原図

してみた場合、その間には類似する点とともにいくつかの相違点もあり、飛鳥時代の寺院建築は今までに考えていた以上に多様性をもっていたことがわかる。

その相違点を列挙すれば、1，柱の長さが30 cm余短い。2，長押は腰長押だけで上方の内法長押はない。3，腰長押の位置が高く連子窓の有効高さが低い。4，連子窓の窓枠は四隅を留仕口とする。5，連子子の断面が大きく窓としての^採彩光面積が小さい。などである。また、単廊であることや柱間寸法、柱のエンタシスの存在、あるいは腰壁束を2本立てることなどは類似点としてあげることができる。

頭貫以上の材は2個の卷斗より出土していないが、これによって組物が三ツ斗組であったことや、垂木先瓦の形から垂木は円垂木であったことなど、上部構造についてもある程度推定が可能である。

こうしてみたとき、山田寺の回廊は法隆寺回廊に比べて、建物全体の高さが低く、かつその遮断面となる柱間は連子窓部分が小さく、しかも太い連子子のために差し込む光の量も少なく、いわば比較的閉鎖性の強いものであったといえる。

これらのことが回廊以外の建物、例えばほぼ同時期の建立とみられる当寺金堂などの程度あてはめ得るか、ということは今後の研究にまたねばならないが、少なくとも7世紀中葉の建築が埋没した状態でありながらも存在しているという事実は、

古代建築を考える上で、その益するところ測り知れないものがある。

回廊の倒壊は、出土土器から10世紀後半から11世紀前半にかけての時期と推定される。基壇上を覆う土層に11世紀前半代の土器が含まれていることからあえて限定すれば、回廊は、塔・金堂の焼亡時より約200年早く、10世紀末には倒壊した可能性が強い。そして、その後再建されることなく短期間に埋没したものであろう。

今次調査のいまひとつの目的である寺域の東限については、中軸線から東へ約75mの位置で南北方向に直線的に延びる水田畦畔あたりに推定する説があった。しかし、今回の調査で明らかにしたように、それ以東の北区東半部においても整地がなされており、7・8世紀代の遺構が検出されるとともに多量の瓦が出土している。したがって、寺域の東限は従来の想定線よりもさらに東に位置するものとみられる。現時点で寺域東限を確定することはできないが、中軸線から北区の東端までは約87mであり、さらに東方の水田畦畔にも地形上の傾斜変換が認められることからあえていえば、寺域の東限は中軸線から1町の位置にあるものと考えられよう。

南北塀SA500は中軸線から唐尺で200尺の位置にあり、SA500と回廊との間はほぼ平坦に整地されているものの、土壌以外に顕著な遺構は認められない。そしてSA500以東は傾斜を生かしながら整地されており、SA500は寺域中央地区である平坦部を区画する施設であると考えられる。SA500の柱間は唐尺で8尺等間であり、塔・講堂建立時には構築されていたものと推定される。そして、奈良時代には、南北塀SA500以東の地域は東西塀SA505でさらに南北に区分されており、この時期に寺域内が再整備されたことを示している。昭和53年に講堂の北方約41mの位置で行なわれた水道管埋設工事に際して、SA500の柱掘形と同様に扁平な石を据えた柱掘形が検出されている（第14図A地点）。この柱掘形とSA500は一連の施設であった可能性が強く、また、この柱掘形は金堂の中心から約110m北方の位置にあり、寺域の北限を知る手懸りを提供するものであろう。

回廊の南北規模や寺域の確定、回廊倒壊の直接原因の解明、あるいはまた、南区の西方に予想される建物部材の検出などについては、今後の調査に負うべき点が多い。なお、山田寺の特別史跡指定地は、昭和57年度に既指定地周辺部の追加指定が行なわれ、現在、公有化が進められている。